

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3月26日

鳥取県教育委員会委員長 上 山 弘 子

鳥取県教育委員会規則第5号

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県育英奨学資金貸与規則（昭和35年鳥取県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「削除号」という。）を削り、同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>第4条の4 高等学校等奨学資金の貸与を受けようとする者のうち第4条の2第2号の規定に該当する者は、鳥取県高等学校等奨学資金貸与申請書（高等学校等在学時申請用）（別記様式第1号の4）に、次に掲げる書類を添付して、<u>現に在学する高等学校等（以下「在学高等学校等」という。）の長</u>を経由して、教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>（大学等奨学資金の貸与の申請）</p>	<p>第4条の4 高等学校等奨学資金の貸与を受けようとする者のうち第4条の2第2号の規定に該当する者は、鳥取県高等学校等奨学資金貸与申請書（高等学校等在学時申請用）（別記様式第1号の4）に、次に掲げる書類を添付して、<u>在学高等学校等の長</u>を経由して、教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>（大学等奨学資金の貸与の申請）</p>
<p>第5条 大学等奨学資金の貸与の申請は、<u>予約申請</u>と大学等在学時申請に区分して行うものとし、当該申請に係る資格を有する者は、それぞれ次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) <u>予約申請</u> 大学等への入学（当該申請を行う年度の翌年度においてするものに限る。）をしようとするもの</p> <p>(2) 略</p>	<p>第5条 大学等奨学資金の貸与の申請は、<u>高等学校等在学時申請</u>と大学等在学時申請に区分して行うものとし、当該申請に係る資格を有する者は、それぞれ次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) <u>高等学校等在学時申請</u> <u>高等学校等の第2学年に在学する者（学年による教育課程の区分を設けない課程に在学する者にあつては、教育長が別に定める者）</u></p> <p>(2) 略</p>
<p>第5条の2 大学等奨学資金の貸与を受けようとする者のうち前条第1号の規定に該当する者は、鳥取県</p>	<p>第5条の2 大学等奨学資金の貸与を受けようとする者のうち前条第1号の規定に該当する者は、鳥取県</p>

大学等奨学資金貸与申請書（予約申請用）（別記様式第1号の5）に、次に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。ただし、高等学校等を卒業しないで大学等に入学しようとする者（高等学校等に在学する者を除く。）については、当該申請書に第2号及び第3号に掲げる書類を添付して教育委員会に提出するものとする。

(1)～(3) 略

2 略

3 教育委員会は、前項の規定により、貸与予定者を決定したときは、その旨を本人（現に高等学校等に在学する貸与予定者にあつては、本人及び在学高等学校等の長）に通知するものとする。

4 貸与予定者は、第2項の規定による決定を受けた日の属する年度の翌年度に大学等に入学できなかったときは、その資格を失うものとする。

5 略

別記様式第1号の5（第5条の2関係）

（表）

鳥取県大学等奨学資金貸与申請書（予約申請用）		
略		
申請に係る資格	立 学 校 課 程 科 第 学 年 在 ・ 卒	年 月 高等学校卒業程度 認定試験（大学入学資格検定）合格
略		

（裏）

略
備考 略

大学等奨学資金貸与申請書（高等学校等在学時申請用）（別記様式第1号の5）に、次に掲げる書類を添付して、在学高等学校等の長を経由して、教育委員会に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

2 略

3 教育委員会は、前項の規定により、貸与予定者を決定したときは、その旨を本人及びその者が在学する高等学校等の長に通知するものとする。

4 貸与予定者は、第2項の規定による決定を受けた日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年以内（定時制の課程又は通信制の課程に在学する者にあつては、4年以内）に大学等に入学できなかったときは、その資格を失うものとする。

5 略

別記様式第1号の5（第5条の2関係）

（表）

鳥取県大学等奨学資金貸与申請書（高等学校等在学時申請用）	
略	
在学高等学校等名	立 学 校 分 校 課 程 科 第 学 年
略	

（裏）

略
備考 略

第2条 鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下この条において「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下この条において「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等（以下この条において「削除条等」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに削除条等を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(大学等奨学資金の貸与の申請)</p> <p>第5条 大学等奨学資金の貸与の申請に係る資格を有する者は、<u>大学等への入学(当該申請を行う年度の翌年度においてするものに限る。)</u>をしようとする者とする。</p> <p>第5条の2 大学等奨学資金の貸与を受けようとする者は、鳥取県大学等奨学資金貸与申請書(別記様式第1号の5)に、次に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。ただし、高等学校等を卒業しないで大学等に入学しようとする者(高等学校等に在学する者を除く。)については、当該申請書に第2号及び第3号に掲げる書類を添付して教育委員会に提出するものとする。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>2~5 略</p> <p>(連帯保証人等)</p> <p>第5条の3 略</p> <p>(奨学資金の貸与の決定及び通知)</p> <p>第5条の4 教育委員会は、第4条の4の規定による申請書又は第4条の3第5項若しくは第5条の2第5項の規定による届出書の提出があった場合におい</p>	<p>(大学等奨学資金の貸与の申請)</p> <p>第5条 大学等奨学資金の貸与の申請は、<u>予約申請と大学等在学時申請に区分して行うものとし、当該申請に係る資格を有する者は、それぞれ次に定めるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>予約申請 大学等への入学(当該申請を行う年度の翌年度においてするものに限る。)</u>をしようとするもの</p> <p>(2) <u>大学等在学時申請 大学等に在学する者</u></p> <p>第5条の2 大学等奨学資金の貸与を受けようとする者のうち前条第1号の規定に該当する者は、鳥取県大学等奨学資金貸与申請書(<u>予約申請用</u>)(別記様式第1号の5)に、次に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。ただし、高等学校等を卒業しないで大学等に入学しようとする者(高等学校等に在学する者を除く。)については、当該申請書に第2号及び第3号に掲げる書類を添付して教育委員会に提出するものとする。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>2~5 略</p> <p>第5条の3 <u>大学等奨学資金の貸与を受けようとする者のうち第5条第2号の規定に該当する者は、鳥取県大学等奨学資金貸与申請書(大学等在学時申請用)(別記様式第4号)に、次に掲げる書類を添付して、出身高等学校等の長を経由して、教育委員会に提出しなければならない。ただし、高等学校等を卒業しないで大学等に入学した者については、当該申請書に第2号から第4号までに掲げる書類を添付して教育委員会に提出するものとする。</u></p> <p>(1) <u>鳥取県大学等奨学資金貸与推薦調書</u></p> <p>(2) <u>その者の属する世帯の所得を証する書類</u></p> <p>(3) <u>在学証明書</u></p> <p>(4) <u>その他教育委員会が必要と認める書類</u></p> <p>(連帯保証人等)</p> <p>第5条の4 略</p> <p>(奨学資金の貸与の決定及び通知)</p> <p>第5条の5 教育委員会は、第4条の4若しくは第5条の3の規定による申請書又は第4条の3第5項若しくは第5条の2第5項の規定による届出書の提出</p>

ては、その内容を審査し、奨学資金を貸与することが
が適当と認めるときは、貸与の決定をし、その旨を
本人に通知するものとする。

別記様式第1号の5（第5条の2関係）

（表）

鳥取県大学等奨学資金貸与申請書
略

（裏）

略

備考 略

別記様式第2号（第5条の2関係）

略

備考 略

があった場合においては、その内容を審査し、奨学
資金を貸与することが適当と認めるときは、貸与の
決定をし、その旨を本人に通知するものとする。

別記様式第1号の5（第5条の2関係）

（表）

鳥取県大学等奨学資金貸与申請書（予約申 請用）
略

（裏）

略

備考 略

別記様式第2号（第5条の2、第5条の3関係）

略

備考 略

第3条 鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を次のように改正する。

別記様式第4号を次のように改める。

別記様式第4号 削除

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の鳥取県育英奨学資金貸与規則第5条の2第4項の規定は、この規則の施行の日以後新たに貸与予定者として決定する者について適用し、同日前に貸与予定者として決定されている者については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の鳥取県育英奨学資金貸与規則の規定は、平成23年4月1日以後に行われる貸与の申請について適用し、同日前に行われる貸与の申請については、なお従前の例による。